

○平成二十三年総務省告示第八十七号（インターネットプロトコル電話端末及び専用通信回線設備等端末の電气的条件等を定める件）新旧対照表
 （傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
別表第五号 無線設備を使用する専用通信回線設備等端末 第1～第5 (略)	別表第五号 無線設備を使用する専用通信回線設備等端末 第1～第5 (略)
第6 無線設備規則第49条の29に規定する方式の無線設備を使用する 端末設備の電气的条件等 1・2 (略) 3 送信タイムンズ <u>無線設備規則第49条の29の伝送設備（以下第6において「伝送設備」という。）から受信したフレームに同期させ、かつ、伝送設備から指定されたチャネルにおいて送信を開始するものとし、その送信の開始時点の偏差は、±208ナノ秒の範囲であること。</u>	第6 無線設備規則第49条の29に規定する方式の無線設備を使用する 端末設備の電气的条件等 1・2 (略) 3 送信タイムンズ (1) <u>制御チャネルにおける標準送信タイムンズは、無線設備規則第49条の29の伝送設備（以下第6において「伝送設備」という。）からの制御信号を受信した時点から2.5ミリ秒以上97.5ミリ秒以下であること。</u> (2) <u>通信チャネルにおける標準送信タイムンズは、伝送設備からの通信用スロットを確定させ、かつ、次の時間の経過後に送信を開始するものとする。ただし、伝送設備からの通信チャネルを指定する信号を受信した後に送信を行う場合にあつては、指定された通信チャネルが空き状態であるとの判定を行った後に行うものであること。</u> ア <u>フレームにあつては、2.5ミリ秒</u> イ <u>ハーフレームにあつては、7.5ミリ秒</u> ウ <u>クォーターフレームにあつては、17.5ミリ秒</u> (3) <u>送信タイムンズの許容偏差は、標準送信タイムンズに対して±208ナノ秒の範囲であること。</u>

<p>4 ランダムアクセス制御</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 伝送設備からの通信チャネルを指定する信号が受信できなかった場合には、不規則な遅延時間の後に(1)以降の動作を行うものとする。ただし、この動作の回数は<u>200回</u>を超えてはならない。</p> <p>5・6 (略)</p> <p><u>7 受信レベル通知機能</u></p> <p><u>伝送設備から指定された条件に基づき、端末の周辺の伝送設備の指定された参照信号の受信レベルについて検出を行い、当該端末の周辺の伝送設備の受信レベルが伝送設備から指定された条件を満たす場合</u>にあつては、その結果を伝送設備に通知すること。</p> <p><u>8 (略)</u></p> <p><u>9 その他</u></p> <p>端末設備等規則<u>第22条、第23条</u>及び第26条から第28条までに規定する機能と同等の機能を備えること。</p>	<p>4 ランダムアクセス制御</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 伝送設備からの通信チャネルを指定する信号が受信できなかった場合<u>又は通信チャネルを指定する信号を受信した後に指定された通信チャネルが空き状態でないとの判定を行った場合に</u>あつては、不規則な遅延時間の後に(1)以降の動作を行うものとする。ただし、この動作の回数は<u>10回</u>を超えてはならない。</p> <p>5・6 (略)</p> <p><u>7 (略)</u></p> <p><u>8 その他</u></p> <p>端末設備等規則<u>第22条から第24条まで</u>及び第26条から第28条までに規定する機能と同等の機能を備えること。</p>
---	--

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
(経過措置)

- 2 この告示による改正前の平成二十三年総務省告示第八十七号別表第五号第6の条件に適合する端末設備又は自営電気通信設備であつて、この告示の施行の日前に電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号。以下「法」という。）第五十三条第一項に規定する技術基準適合認定、法第五十六条第一項に規定する設計認証、法第六十九条第一項の規定による端末設備の接続の検査若しくは法第七十条第二項の規定による自営電

気通信設備の接続の検査を受け、又は法第六十三条第三項の規定による技術基準適合自己確認の届出を行ったものの電气的条件等については、この告示による改正後の規定にかかわらず、平成二十五年五月三十一日までは、なお従前の例によることができる。